

道の駅ならはコワーキングスペース（仮称）
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

檜葉町は平成 27 年 9 月に、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示が解除され、町への帰還が開始されたものの、現在、町内居住率は避難指示前の 6 割程度と帰還者数は停滞しつつあり、町内事業者における町民雇用率は低迷するなど、生産人口の落ち込みが顕著である。

こうした中、当町では、多様な創業・働き方を受け入れ、新たな担い手の流入・定着につなげる次世代型移住促進事業を進めており、ヒトを呼び込む魅力的な会社・シゴトの創出に取り組んでいる。

本事業は、シゴトを行う環境（場所）として、既存施設内にコワーキングスペースの整備を目指すものである。

本プロポーザルは、本事業の実施にあたり、柔軟な発想や卓越した設計能力、豊かな経験等を有する者から広く技術提案を募集し、最適な者を受託予定者として選定するもの。

2 業務概要

(1) 委託業務の名称

道の駅ならはコワーキングスペース（仮称）空間設計等業務委託

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 4 年 2 月 1 8 日（金）まで

(4) 委託上限額

5, 3 7 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

(5) 発注者及び担当

福島県檜葉町政策企画課

〒979-0696

福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5 番地 6

電 話 0240-23-6103

メー ル kikaku-n@town.naraha.lg.jp

3 参加要件

参加者は、公示日までに次に掲げる事項の全てを満たしていることを要件とする。

- (1) 檜葉町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 61 年 10 月 1 日訓令第 1 号）第 11 条の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立中または更生手続き中でない者。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立中または再生手続き中でない者。
- (4) 業務の一部を再委託する場合は、再委託先の事業者が国または地方公共団体から指名停止または指名除外の措置を受けているまたは受けることが明らかである者でないこと。

4 参加に関する制限

次に掲げるものは、本プロポーザルに参加することができないものとする。

- (1) 「道の駅ならはコワーキングスペース（仮称）」空間設計等業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会の委員（以下「委員」という。）
- (2) 委員及びその親族が主宰し、または役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
- (3) 町職員で対象建築物の事業担当または契約担当課に所属する者

5 配布資料

- (1) 別紙配布資料一覧のとおり

6 質疑応答

- (1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は一切受け付けない。

- (2) 質問方法

- ① 質問書（様式 1）を使用すること
- ② 令和 3 年 10 月 14 日（木）17 時までに提出すること
- ③ 本要領 2（5）に掲げる担当宛に電子メールで提出すること。また、電子メールのタイトルを「【プロポーザル質問】」とすること。

- (3) 回答方法

令和 3 年 10 月 15 日（金）以降、電子メールで各社に一斉に回答を送信する。なお、業者の指名数及び名称に関する質問には回答しない。

7 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出

(1) 参加表明書及び企画提案書の提出

次に掲げる書類を各部数提出すること

提出書類	様式等	提出部数等
ア 参加表明書	様式 2	1 部
イ 会社概要	任意	1 部 ・ 会社パンフレット等
ウ 業務実績	様式 3	1 部 ・ 記載した実績を証明する資料 (契約書等)を添付すること
エ 企画提案書	様式 5	1 部
オ 見積書	任意	1 部
カ 企画提案	任意	8 部 (会社名無し) 1 部 (会社名有り) ・ 企画提案には、以下の内容を記載すること ①空間設計理念・概念 ②平面図及びイメージパース ③事業スケジュール ④設置備品一覧 ⑤その他、提案に必要な資料 ・ 全体で 10 枚以内とし、左上をホチキス止めすること ・ 参加者を特定できるような記載を避けること ・ 専門用語には注釈をつけるなど、分かりやすい表現をすること

(2) 提出方法

① 受付期間

本プロポーザルの公示日から令和 3 年 1 0 月 2 1 日 (木) 17 時まで

② 提出先

本要領 2 (5) に掲げる担当

③ 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土日祝日を除く 9 時～17 時に受付ける

(3) その他

- ① 質疑を確認のうえ記載、提出すること
- ② 提出期限後の差し替え、再提出は認めない
- ③ 参加表明書提出後にこれを取り下げの場合は、辞退届（様式 4）を提出すること

9 審査方法等

(1) 参加要件審査

- ① 提出された参加表明書等に基づき審査を行い、企画提案書等の提出を求める者として選定する。
- ② 審査結果とともにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する旨を通知する。

(2) 企画提案審査

① プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 日 時 令和 3 年 1 0 月 2 7 日（水） P M

イ 会 場 檜葉町役場 3 階大会議室

ウ 出席者 本業務に係る総括責任者他 1 事業者 3 名以内とする。

エ その他

- ・プレゼンテーションは 1 事業者 15 分(準備時間を含む)以内とし、その後 5 分程度のヒアリングを行う。
- ・参加者毎の開始時間は別途通知する。
- ・提出書類以外の資料を使うことはできない。
- ・プロジェクターの使用は可能とし、使用する場合は事前に事務局へ連絡すること。プロジェクター及びスクリーンは用意するが、パソコンは持参すること。
- ・パネルの使用は認めない。

- ② 審査は、「道の駅ならはコワーキングスペース（仮称）」空間設計等業務委託選定委員会において、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより、以下の基準により審査を行い、最も優れた企画提案書の提出者（以下「受託予定者」という）と次順位の技術提案書の提出者（以下「次点者」という）を特定する。

ア 事業者評価（実績）

イ 業務実施体制及び技術者の評価

ウ 理解度、業務実施方針

エ 特定テーマに対する企画提案

オ プレゼンテーション、ヒアリング

- ③ 審査結果は、審査対象者に通知する。
- ④ 審査及び評価の結果は、本プロポーザル手続き完了後に受託予定者及び次点者を町HPにて公表する。

10 提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載及び重大な不備があった場合
- (3) 本プロポーザルの公示以後、参加者が個別に審査委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領3に示す要件を欠くこととなった場合
- (5) 履行が困難と認められるに至った場合
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングに出席できない場合
- (7) 本業務の費用が委託上限額を超えている場合
- (8) その他、審査委員会で本プロポーザルの遂行にふさわしくない事情が認められた場合

11 プロポーザル実施スケジュール

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| (1) 公示 | 令和3年10月8日(金) |
| (2) 質問書の提出 | 令和3年10月14日(木) 17時まで |
| (3) 質問書への回答 | 令和3年10月15日(金) |
| (4) 参加表明書・企画提案書の受付 | 令和3年10月21日(木) 17時まで |
| (5) 参加要件審査 | 令和3年10月22日(金) |
| (6) プレゼンテーション等実施通知 | 令和3年10月22日(金) |
| (7) プレゼンテーション
・企画提案審査 | 令和3年10月27日(水) PM |
| (8) 選定結果の通知 | 令和3年10月28日(木) |
| (9) 審査結果の公表 | 令和3年10月下旬 |
| (10) 見積書の提出 | 令和3年11月上旬 |
| (11) 契約締結 | 令和3年11月上旬 |

12 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。

- (3) 本プロポーザルで選定された業者を業務委託予定者とし、見積り徴取を経て正式契約を交わす。契約が不調となった場合は、第二順位の業者と協議を行う。